

名古屋市高齢者就業支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第33号

名古屋市高齢者就業支援センター条例の一部を改正する条例

名古屋市高齢者就業支援センター条例（平成 9年名古屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

4,300円	5,900円	10,200円	7,300円	13,200円	17,500円
1,900円	2,700円	4,600円	3,300円	6,000円	7,900円
950円	1,350円	2,300円	1,650円	3,000円	3,950円
950円	1,350円	2,300円	1,650円	3,000円	3,950円
1,200円	1,600円	2,800円	2,100円	3,700円	4,900円

を

」

「

6,400円	8,900円	15,300円	10,900円	19,800円	26,200円
2,800円	4,100円	6,900円	4,900円	9,000円	11,800円
1,400円	2,050円	3,450円	2,450円	4,500円	5,900円
1,400円	2,050円	3,450円	2,450円	4,500円	5,900円
1,800円	2,400円	4,200円	3,100円	5,500円	7,300円

に

」

改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8年10月 1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。